

平成 28 年 3 月 29 日

平成28年登米市議会定例会

3 月特別議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

議案第 45 号	平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 46 号	平成 27 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 47 号	平成 27 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 48 号	平成 27 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 49 号	平成 27 年度登米市病院事業会計補正予算（第 7 号）

本案は、議案第 45 号平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 9 号）から議案第 49 号平成 27 年度登米市病院事業会計補正予算（第 7 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 億 7,602 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 464 億 6,819 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、国の平成 27 年度補正予算に計上された地方創生加速化交付金の対象として採択された「大地の恵みと海の幸ビジネスマッチング事業」ほか 5 事業 1,896 万円、病院事業貸付金 1 億 5,000 万円などを増額する一方、産地水産業強化支援事業 1 億 6,200 万円、学校施設防災機能強化事業 5,608 万円などを減額して計上しております。

歳入では、地方創生加速化交付金や循環型社会形成推進交付金などの国庫支出金 1 億 2,106 万円を増額する一方、地域医療介護総合確保事業補助金などの県支出金 7,832 万円、市債 5,450 万円などを減額、加えて地方交付税 4 億 6,560 万円などを増額して計上しております。

また、繰越明許費補正として追加 8 件、地方債補正として変更 8 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で保険給付費 5,640 万円の増額などを、介護保険特別会計の歳出で介護保険事業財政調整基金積立金 7,721 万円の減額を、下水道事業特別会計の歳出で下水道施設整備事業 2 億 4,352 万円の減額と地方債補正として変更 2 件を計上しております。

企業会計については、病院事業会計で病院経営の安定化を図るため、一般会計からの長期借入金 1 億 5,000 万円を計上しております。

議案第 50 号	平成 28 年度登米市一般会計補正予算（第 1 号）
----------	----------------------------

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億 3,773 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 493 億 234 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、臨時福祉給付金支給事業 4 億 3,474 万円などを増額する一方、国の平成 27 年度補正予算に計上された地方創生加速化交付金の対象として採択された「大地の恵みと海の幸ビジネスマッチング事業」ほか 5 事業を平成 27 年度予算に計上したことによる減額 1,896 万円などを計上しております。

歳入では、臨時福祉給付金事業費補助金などの国庫支出金 1 億 7,663 万円、施設型給付費負担金などの県支出金 587 万円などを増額する一方、地方交付税 5 億 3,663 万円を減額、加えて財政調整基金繰入金 8 億 4,970 万円を増額して計上しております。

議案第 51 号	登米市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されることから、多子世帯及び要保護世帯の負担軽減措置を拡充するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 3 ページ）

登米市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案		現 行	
(略)		(略)	
附則の次に別表として次の 3 表を加える。		附則の次に別表として次の 3 表を加える。	
別表第 1 (第 2 条関係)		別表第 1 (第 2 条関係)	
授業料徴収金額表		授業料徴収金額表	
階層区分	園児の属する世帯の階層区分		徴収金額 (月額)
	定義		
第 1 階層	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による 被保護世帯又は児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親で ある保護者を含む世帯	第 1 階層	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による 被保護世帯又は児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親で ある保護者を含む世帯
第 2 階層	第 1 階層を除き、当該年度の市町村民税が非 課税の世帯	第 2 階層	第 1 階層を除き、当該年度の市町村民税が非 課税の世帯
第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、当該年度の市 町村民税の所得割が非課税の世帯	第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、当該年度の市 町村民税の所得割が非課税の世帯
第 4 階層	第 1 階層から第 3 階層までを除き、当該年度 の市町村民税の所得割の額が 48,600 円未満 の世帯	第 4 階層	第 1 階層から第 3 階層までを除き、当該年度 の市町村民税の所得割の額が 48,600 円未満 の世帯
第 5 階層	第 1 階層から第 4 階層までを除き、当該年度 の市町村民税の所得割の額が 77,101 円未満 の世帯	第 5 階層	上記階層以外の世帯
第 6 階層	上記階層以外の世帯		
備考		備考	
1 4 月から 8 月までの間における第 2 階層の項から第 5 階層の項 までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とある のは「前年度」とする。		1 4 月から 8 月までの間における第 2 階層の項から第 4 階層の項 までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とある のは「前年度」とする。	

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。	2 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。						
3 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。	3 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。						
4 園児の保護者と次に掲げる者（以下「兄弟等」という。）が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。 (1) 園児の保護者に監護される者であって、二十歳に満たないものの（園児の年長者である者に限る。） (2) 園児の保護者に監護されていた者であって、二十歳以上であるもの（前号に掲げる者であった者に限る。） (3) 前2号に掲げる者のほか、園児の年長者であって、園児の保護者の直系卑属であるもの <table border="1" data-bbox="869 1131 1013 1960"> <thead> <tr> <th>兄弟等の数</th><th>徴収金額（月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td><td>この表に定める徴収金額の2分の1の額</td></tr> <tr> <td>2人以上</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	兄弟等の数	徴収金額（月額）	1人	この表に定める徴収金額の2分の1の額	2人以上	0	4 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第3階層又は第4階層に認定された場合の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、当該階層に定める徴収金額から1,000円を差し引いた額とする。 (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう（次表及び別表第3において同じ。）。 (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう（次表及び別表第3において同じ。）。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の
兄弟等の数	徴収金額（月額）						
1人	この表に定める徴収金額の2分の1の額						
2人以上	0						
5 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第3階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考4の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。 (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。 (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の	4 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第3階層又は第4階層に認定された場合の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、当該階層に定める徴収金額から1,000円を差し引いた額とする。 (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう（次表及び別表第3において同じ。）。 (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう（次表及び別表第3において同じ。）。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の						

規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。

階層区分	徴収金額（月額）	
	第1子	第2子以降
第3階層	0	0
第4階層	1,500円	0
第5階層	1,500円	0

別表第2（第2条関係）
預かり保育料徴収金額表

規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯をいう（次表及び別表第3において同じ。）。

5 兄又は姉が2人以上いる園児及び同一世帯から2人入園している場合における2人目の園児の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、園児の属する世帯が4に規定する世帯の場合における(2)の規定の適用については、「この表に定める徴収金額」とあるのは「4の規定により算出された額」とする。

(1) 兄又は姉が2人以上いる園児 0

(2) 同一世帯から2人入園している場合における2人目の園児 この表に定める徴収金額の2分の1の額

別表第2（第2条関係）
預かり保育料徴収金額表

利用区分	園児の属する世帯の階層区分		徴収金額		
	階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児
通年利用 (月額)	第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0
	第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	500円	500円	200円
	第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	1,200円	1,200円	300円
	第4階層	第1階層から第3階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が48,600円未満の世帯	1,900円	1,900円	300円
	第5階層	上記階層以外の世帯	3,500円		
短期利用 (日額)	全ての世帯		200円		

利用区分	園児の属する世帯の階層区分		徴収金額		
	階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児
通年利用 (月額)	第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0
	第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	500円	500円	200円
	第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	1,200円	1,200円	300円
	第4階層	第1階層から第3階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が48,600円未満の世帯	1,900円	1,900円	300円
	第5階層	第1階層から第4階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が77,101円未満の世帯	3,500円		
短期利用 (日額)	第6階層	上記階層以外の世帯	3,500円		
	全ての世帯		200円		

備考	備考																																	
1 短期利用（日額）の月ごとの限度額は、通年利用（月額）の徴収金額の欄に定める額とする。 2 4月から8月までの間における第2階層の項から第4階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。 3 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。 4 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主事者である場合は、その者の税額を合算した額とする。 5 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、第2階層に認定された場合の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、0とする。	1 4月から8月までの間における通年利用（月額）の項の第2階層から第5階層までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。 2 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。 3 通年利用（月額）の項の階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主事者である場合は、その者の税額を合算した額とする。 4 短期利用（日額）の月ごとの限度額は、通年利用（月額）の徴収金額の欄に定める額とする。 5 園児の保護者と兄弟等が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。 <table><tr><th colspan="2">兄弟等の数</th><th colspan="2">徴収金額（月額）</th></tr><tr><td>1人</td><td colspan="3">この表に定める徴収金額の2分の1の額</td></tr><tr><td>2人以上</td><td colspan="3">0</td></tr></table> 6 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、通年利用（月額）の項の第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考5の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。 <table><tr><th colspan="5">徴収金額（月額）</th></tr><tr><th rowspan="3">階層区分</th><th colspan="2">3歳児</th><th colspan="2">4歳児</th><th>5歳児</th></tr><tr><th>第1子以降</th><th>第2子以降</th><th>第1子以降</th><th>第2子以降</th><td></td></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	兄弟等の数		徴収金額（月額）		1人	この表に定める徴収金額の2分の1の額			2人以上	0			徴収金額（月額）					階層区分	3歳児		4歳児		5歳児	第1子以降	第2子以降	第1子以降	第2子以降		0	0	0	0	0
兄弟等の数		徴収金額（月額）																																
1人	この表に定める徴収金額の2分の1の額																																	
2人以上	0																																	
徴収金額（月額）																																		
階層区分	3歳児		4歳児		5歳児																													
	第1子以降	第2子以降	第1子以降	第2子以降																														
	0	0	0	0	0																													

階層						
第3階層	600円	0	600円	0	150円	0
第4階層	950円	0	950円	0	150円	0
第5階層	1,750円	0	1,750円	0	1,750円	0

別表第3（第2条関係）

保育所型預かり保育料徴収金額表

園児の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）				
階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児		
第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0		
第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	500円	500円	200円		
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	1,200円	1,200円	300円		

6 兄又は姉が2人以上いる園児及び同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2人目の園児の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、園児の属する世帯が5に規定する世帯である場合は、この限りでない。 (1) 兄又は姉が2人以上いる園児 0 (2) 同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2人目の園児 この表に定める徴収金額の2分の1の額 別表第3（第2条関係） 保育所型預かり保育料徴収金額表						
園児の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）				
階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児		
第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0		
第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	500円	500円	200円		
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	1,200円	1,200円	300円		

第4階層	第1階層から第3階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割が課税されている世帯	48,600円未満	1,900円	1,900円	300円
第5階層		48,600円以上 77,101円未満	8,000円	8,000円	5,500円
第6階層		77,101円以上 97,000円未満	8,000円	8,000円	5,500円
第7階層		97,000円以上 169,000円未満	16,000円	14,000円	8,500円
第8階層		169,000円以上 301,000円未満	22,000円	18,000円	12,000円
第9階層		301,000円以上	28,000円	22,000円	12,000円

備考

- 4月から8月までの間における第2階層の項から第9階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。
- 園児の保護者と兄弟等が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

兄弟等の数	徴収金額（月額）
1人	この表に定める徴収金額の2分の1の額
2人以上	0

第4階層	第1階層から第3階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割が課税されている世帯	48,600円未満	1,900円	1,900円	300円
第5階層		48,600円以上 97,000円未満	8,000円	8,000円	5,500円
第6階層		97,000円以上 169,000円未満	16,000円	14,000円	8,500円
第7階層		169,000円以上 301,000円未満	22,000円	18,000円	12,000円
第8階層		301,000円以上	28,000円	22,000円	12,000円

備考

- 4月から8月までの間における第2階層の項から第8階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。

4 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、第2階層に認定された場合の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、0とする。	5 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考4の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="323 1899 411 1982" rowspan="3">階層 区分</th> <th colspan="6" data-bbox="323 1395 363 1630">徴収金額（月額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="371 1641 411 1888">3歳児</th> <th colspan="2" data-bbox="371 1395 411 1630">4歳児</th> <th colspan="2" data-bbox="371 1126 411 1361">5歳児</th> </tr> <tr> <th data-bbox="411 1776 507 1888">第1子</th> <th data-bbox="411 1641 507 1765">第2子以降</th> <th data-bbox="411 1507 507 1630">第1子</th> <th data-bbox="411 1395 507 1518">第2子以降</th> <th data-bbox="411 1261 507 1384">第1子</th> <th data-bbox="411 1126 507 1249">第2子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1899 595 1982">第2階層</td> <td data-bbox="507 1776 595 1888">0</td> <td data-bbox="507 1641 595 1765">0</td> <td data-bbox="507 1507 595 1630">0</td> <td data-bbox="507 1395 595 1518">0</td> <td data-bbox="507 1261 595 1384">0</td> <td data-bbox="507 1126 595 1249">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 1899 683 1982">第3階層</td> <td data-bbox="595 1776 683 1888">600円</td> <td data-bbox="595 1641 683 1765">0</td> <td data-bbox="595 1507 683 1630">600円</td> <td data-bbox="595 1395 683 1518">0</td> <td data-bbox="595 1261 683 1384">150円</td> <td data-bbox="595 1126 683 1249">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1899 770 1982">第4階層</td> <td data-bbox="683 1776 770 1888">950円</td> <td data-bbox="683 1641 770 1765">0</td> <td data-bbox="683 1507 770 1630">950円</td> <td data-bbox="683 1395 770 1518">0</td> <td data-bbox="683 1261 770 1384">150円</td> <td data-bbox="683 1126 770 1249">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="770 1899 874 1982">第5階層</td> <td data-bbox="770 1776 874 1888">4,000円</td> <td data-bbox="770 1641 874 1765">0</td> <td data-bbox="770 1507 874 1630">4,000円</td> <td data-bbox="770 1395 874 1518">0</td> <td data-bbox="770 1261 874 1384">2,750円</td> <td data-bbox="770 1126 874 1249">0</td> </tr> </tbody> </table>	階層 区分	徴収金額（月額）						3歳児		4歳児		5歳児		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第2階層	0	0	0	0	0	0	第3階層	600円	0	600円	0	150円	0	第4階層	950円	0	950円	0	150円	0	第5階層	4,000円	0	4,000円	0	2,750円	0
階層 区分			徴収金額（月額）																																													
	3歳児		4歳児		5歳児																																											
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降																																										
第2階層	0	0	0	0	0	0																																										
第3階層	600円	0	600円	0	150円	0																																										
第4階層	950円	0	950円	0	150円	0																																										
第5階層	4,000円	0	4,000円	0	2,750円	0																																										
5 兄又は姉が2人以上いる園児及び同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2人目の園児の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、園児の属する世帯が4に規定する世帯である場合は、この限りでない。 (1) 兄又は姉が2人以上いる園児 0 (2) 同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2人目の園児 この表に定める徴収金額の2分の1の額																																																